

鈴鹿市告示第 1 7 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき認定した市道路線名称を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 2 3 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

新路線名	旧路線名	起点
		終点
西条 6 6 号線	西条自歩道 6 6 号線	西条七丁目
		西条七丁目
南玉垣 2 5 7 号線	南玉垣自歩道 2 5 7 号線	南玉垣町字玉垣
		南玉垣町字玉垣